

令和 7 年度沖縄県環境月間実施要領

沖縄県環境部

1 環境月間の背景について

1972 年にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、国連が 6 月 5 日を「世界環境デー」と定めたことを契機に、世界各国で毎年 6 月 5 日に環境に関する様々なイベント等が行われています。

我が国でも「環境基本法」において、6 月 5 日を「環境の日」と定めるとともに、国民が環境保全への関心と理解を深め、積極的に環境保全活動を行う意欲を高めるため、国や地方公共団体等は、各種の催し等の実施に努めると規定しています。

さらに、国は、このような取り組みを発展させるため、毎年、6 月の 1 か月間を「環境月間」として設定し、全国各地で様々な行事、催し等が行われています。

2 令和 7 年度「環境月間」について

環境省では、令和 6 年 5 月に閣議決定した「第六次環境基本計画」において、環境政策が目指すべき社会の姿として、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる循環共生型社会の構築を掲げています。その実現に向けて、環境政策と経済社会課題の同時解決をもたらす「新たな成長」につなげつつ、環境行政の原点と言うべき、安全・安心、かつ健康で心豊かな暮らしの実現に向け、個別分野の取り組みも一層進めていくとしており、これらに関連する各種行事等を実施するとしております。

本県においても、環境月間において、県民一人ひとりの意識高揚と実践を促進するとともに、環境保全活動のすそ野を拡げていくため、「令和 7 年度沖縄県環境月間行事実施計画」に基づき、環境保全活動の普及啓発に関する各種行事等を実施します。

3 実施内容

- (1) 名 称：令和 7 年度沖縄県環境月間
- (2) 期 間：令和 7 年 6 月 1 日～30 日
- (3) テーマ：「持続可能な循環共生社会に向けて あなたの一步が 未来を創る」
- (4) 実施主体：沖縄県
- (5) 共 催：おきなわアジェンダ 2 1 県民会議
沖縄県地球温暖化防止活動推進センター
- (6) 協 賛：NHK 沖縄放送局、エフエム沖縄、沖縄タイムス、沖縄テレビ、
ラジオ沖縄、琉球新報、琉球放送、琉球朝日放送、宮古毎日新聞、
宮古新報社、八重山毎日新聞、八重山日報（順不同）
- (7) 実施工事：「令和 7 年沖縄県環境月間行事実施計画」を参照